

平成23年第9回小金井市教育委員会定例会議事日程

平成23年8月23日(火)

午後1時30分開会

開催日時	平成23年8月23日	開会 午後1時30分 閉会 午後2時26分	
場 所	小金井市役所第二庁舎 801会議室		
出席委員	委員長 伊藤 恒子 委員長職務 代理者 鮎川志津子 委 員 高木 裕	委 員 宮本 誠 教 育 長 向井 一身	
欠席委員			
説明のため出席した者の職氏名	学校教育部長 尾上 明彦 生涯学習部長 天野 建司 庶務課長 鈴木 遵矢 学務課長 前島 賢 指導室長 豊岡 弘敏 指導室長補佐 神田 恭司 指導主事 高橋 良友 指導主事 平田 勇次	生涯学習課長 尾崎 充男 兼文化財係長事務取扱 スポーツ振興 宮腰 誠 担当課長 公民館長 大関 勝広 庶務課長補佐 河田 京子	
調 製	玉井 奈保子		
傍聴者 人 数	1名		

日程	議 題	
第 1		会議録署名委員の指名
第 2	選 第 3 号	小金井市奨学資金運営委員会委員の推薦について
第 3	議案第 2 3 号	小金井市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
第 4	議案第 2 4 号	平成 2 3 年度小金井市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について
第 5	議案第 2 5 号	小金井市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
第 6	議案第 2 6 号	小金井市社会教育委員の委嘱について
第 7	議案第 2 7 号	小金井市体育指導委員に関する規則の一部を改正する規則
第 8	議案第 2 8 号	小金井市公民館運営審議会委員の委嘱について
第 9	報 告 事 項	1 不登校児童・生徒の人数調べについて 2 小学校第 6 学年の林間学校について 3 中学校部活動全国大会について 4 その他 5 今後の日程
第 1 0	議案第 2 9 号	職員の分限処分について
第 1 1	議案第 3 0 号	職員の分限処分について
第 1 2	議案第 3 1 号	非常勤嘱託職員の採用について
第 1 3	議案第 3 2 号	非常勤嘱託職員の採用について
第 1 4	議案第 3 3 号	非常勤嘱託職員の採用について
第 1 5	議案第 3 4 号	非常勤嘱託職員の採用について

伊藤委員長 皆様、こんにちは。  
ただいまから平成23年第9回小金井市教育委員会定例会を開会する。

日程第1、会議録署名委員の指名。本日の会議録署名委員は、高木委員と宮本委員にお願い申し上げます。よろしく願います。

(委員一同異議なく、上記2名が選出された。)

伊藤委員長 日程第2、選第3号、小金井市奨学資金運営委員会委員の推薦についてを議題とする。

提案理由を、ご説明をお願いします。

向井教育長 提案理由についてご説明する。

教育委員会から選出されている委員が任期満了となるため、小金井市奨学資金支給条例第6条の規定により、委員を推薦する必要があるため、本案を提出するものである。

細部については庶務課長から説明する。

鈴木庶務課長 小金井市奨学資金運営委員会委員の推薦について、ご説明する。

来る平成23年9月30日に、伊藤恒子教育委員会委員長の小金井市奨学資金運営委員会委員としての任期が満了となる。小金井市奨学資金支給条例第6条により委員会の構成が規定されており、同条例第1号の選任区分に規定されている、教育委員会委員から選出する委員は2人以内となっている。

現在、伊藤委員長と鮎川委員に奨学資金運営委員会委員をお引き受けいただいているところだが、伊藤委員長の任期満了に伴い、同条例の規定に基づく教育委員会委員から選出する委員を市長に推薦するため、本案を提出するものである。

なお、小金井市奨学資金運営委員会委員の委嘱期間は、同条例第7条第1項の規定により、2年となっている。

説明については以上である。よろしくご審議の上、ご推薦いただくようお願い申し上げます。

伊藤委員長            ありがとうございます。  
                              それでは、推薦の方法について、ご意見をいただきたいと思う。

向井教育長            従前、指名推選の方法で決定してきたという経緯がある。今回も指名推選の方法でいかがかと思う。

伊藤委員長            皆さん、いかがであるか。  
  
                              (委員一同異議なしの声)

伊藤委員長            異議なしと認め、どなたかご推薦をお願いします。

向井教育長            現在、伊藤委員長が在任中であり、奨学資金運営委員会の委員長にもご就任いただいている。もしも委員長のご了解がいただけるのであれば、引き続き伊藤委員長にご就任いただきたいと、このように考えるが、いかがであるか。

伊藤委員長            ただいま向井教育長からお話があったが、そろそろ新人がいいのではないかなという気がしているのだが、皆さんのご意見をいただきたい。

鮎川委員長  
職務代理者            ぜひお願いしたいと思う。

伊藤委員長            申しわけない。おこがましいのだが、では、引き続き引き受けさせていただきます。どうぞご協力、よろしくお願い申し上げます。

向井教育長            よろしくをお願いします。

伊藤委員長            次に、日程第3、議案第23号、小金井市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を議題とする。  
                              提案理由について、ご説明をお願いします。

向井教育長            提案理由についてご説明する。  
                              スポーツ基本法の公布に伴い、規定の整備を行う必要が生じたた

め、本案を提出するものである。

細部については担当から説明するので、よろしくご審議の上、ご議決賜るようお願い申し上げます。

鈴木庶務課長 小金井市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について、ご説明する。

第177回国会においてスポーツ基本法が成立し、平成23年6月24日に公布された。スポーツ基本法は、昭和36年に制定されたスポーツ振興法を全部改正し、スポーツに関し基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務、スポーツ団体の努力を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めるもので、政令により、明日8月24日に施行されることとなっている。

今回の規則改正において、後ほど日程第7でご審議いただく、小金井市体育指導委員に関する規則の一部を改正する規則と同様、スポーツ振興法が全部改正され、スポーツ基本法が成立したことにより、スポーツ振興法から引用している用語を、スポーツ基本法で新たに規定された用語に改めるというものである。

細部については、議案第23号資料の規則新旧対照表をごらんいただきたいと思うが、生涯学習部生涯学習課スポーツ振興係の所掌事務の欄中、第2号であるが、「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改めるというもので、施行期日は法の施行日と同日となっている。

説明については以上である。よろしくご審議の上、ご議決いただくようお願い申し上げます。

伊藤委員長 ありがとう。

ご質問はあるか。よろしいか。

それでは、以上で質疑等を終わる。

お諮りする。

議案第23号、小金井市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について、原案どおり可決することにご異議はないか。

(委員一同異議なしの声)

伊藤委員長 異議なしと認め、本件については原案のとおり可決することと決

定した。

次に、日程第4、議案第24号、平成23年度小金井市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についてを議題とする。

提案理由について、ご説明をお願いします。

向井教育長

提案理由についてご説明する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うため、本案を提出するものである。

細部については庶務課長より説明するので、よろしくご審議の上、ご議決賜るようお願い申し上げます。

鈴木庶務課長

平成23年度小金井市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、ご説明する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定により、毎年、教育委員会における活動状況の点検・評価を実施することが義務づけられている。また、その点検・評価に当たっては、有識者からの意見聴取、報告書の作成、議会への提出、公表を行うこととされている。

今年度は、平成22年度に掲げた基本方針及び教育施策に係る主な事業、55事業の点検・評価を有識者からの貴重なご意見を組み入れて評価し、報告書を作成した。

なお、今年度の点検・評価は、昨年度までの有識者のご意見を受け、各事業について、事業選定の理由を削除し、事業目標のほかに、事業に対する22年度の具体的目標を新たに加えるなどの点検・評価シートの変更を行っている。また、進捗状況の欄を設け、上段に計画年度、下段に目標に向けての事業の進捗度を評価するものを新たに加え、評価欄は22年度の目標に対する評価となっている。

それでは、資料の1ページ、2ページをごらんいただきたい。小金井市教育委員会の教育目標及び基本方針である。内容については昨年度と変わっていない。

3ページから9ページまでは、教育委員会の基本方針とそれに基づく事業を一覧として表にしたものである。右端の欄の事業名の後ろの丸数字については、その左隣の欄の取り組みの番号に対応する

ことをあらわしている。

10ページ、11ページについては、学校教育、生涯学習のそれぞれの点検・評価の概要となる。12ページから35ページまでを学校教育編、36ページから58ページまでを生涯学習編としている。

本年8月3日に開催した点検・評価会議において、教育委員会事務局から説明を行い、有識者の方々にご協議をいただいた。その後、有識者からご意見をいただいたが、その内容は59ページ以降をごらんいただきたいと思う。

62ページ以降は、教育委員会の会議の状況をはじめ、教育委員会に関する資料となっている。

なお、本日のご審議の後、報告書については、教育委員会として小金井市議会へ提出するとともに厚生文教委員会に報告し、その後、公表することとなる。

説明については以上である。よろしくご審議の上、ご議決いただくようお願い申し上げます。

伊藤委員長

ありがとう。

質問、ご意見、よろしく願います。

鮎川委員長  
職務代理者

意見というか、感想を述べる。

柿崎先生のご意見の中にも書かれてあったが、全体的に長期継続というものが多い中、教育というのは数値的にあらわすのが難しいなどということを書かれているが、その中で、このような形で4年目評価を、SからA、B、Cという形で評価することは大変難しいことと思う。ただ、大変厳しくつけていらっしゃるというのが実感である。

長期継続の中でという点がある程度差し引いてもよいのかなというのは、個人的な意見であるが、さまざまところで、BのものがAであってもよいのではないか、AのものがSであってもよいのではないかというものが幾つかある。あまり具体例を言うと長くなってしまうので、1つだけ申し上げます。

例えば、40ページの生涯学習の中の青少年のための科学の祭典、これなどは大成功をおさめている事業と伺っているし、実際、この場も拝見させていただいて、大盛況で、教育的にも大変価値のある

ものと伺っている。課題の中に、長い列ができてしまうというようなことが書かれていて、おそらくそのあたりが、今後の対応ということで書かれているが、人気があればあるほど長い列ができてしまうという、ある意味、難しいところではあるかと思う。評価Aとついているが、個人的には、こういうものもSでよいのではないかと思った。そのようなものがほかの項目でも幾つかあった。

以上、感想である。

伊藤委員長           ほかにあるか。

高木委員           各具体的な事業に対して、点検・評価をされているわけけれども、先般、「明日の小金井教育プラン」という形で中長期計画を作成して、それについても実施段階に入っているので、当然、これの検証・評価というのはあると思うのだが、その辺とこの点検・評価シートに書かれているものと、その辺の関連について、どんなふうに関後運営をされていくのか、お聞きしたい。

鈴木庶務課長       点検・評価の項目について、今現在のところ、策定した教育プランと直接リンクをしている状況ではない。この前の有識者の会議の中でも、評価の方法についてはいろいろご意見をいただいて、新しくつくった教育プランとのリンクも含めて、検討してはいかがかというようなお話も直接あったところである。

今後、今回は4回目の評価になるわけだが、各市、先進的な評価を行っているところもあると思うので、そういうところの状況も見ながら、評価については見直していきたいと考えている。その中で、教育プランの進行管理についても、やっていけるかどうか検討したいと思う。

高木委員           それぞれの関連なりをよく見直していただいた上で、連携、つながりを持って運営をされたほうがいいかなと思う。

伊藤委員長       ということは、評価項目も今後、検討課題であるということか。評価するものがリンクした形で、新たにまた重なってくるということであるか。

高木委員           そうである。

伊藤委員長        その辺は、来年度に向けて順次検討していくということによいか。  
ほかにあるか。

感じたことを1つ。有識者の近藤先生の中に、予算や執行額が示されていないということで、明らかにする必要があるのではないかというようなご意見もある。

教育委員会の内容としては、例えばテニスコートにしても、きちんと整備をされ、今現在、十分対応なさっていてもCのままであったり、図書館についても、努力されていてもDであるという、教育委員会がご努力なさっている結果が評価にあらわれてきていない。そういうことは、この先生のご意見との連動も考えていかななくてはいけないのかなと思った。

目標からすると、与えられた中での活動の場の確保や、環境整備は十分にできている。でも、さらに新しい困難や、修復せざるを得ない場所が出てきたときに、やはりCであるという評価になってしまっているのかなということを見ると、目標と評価というものをもう少しきちっと考えていく必要があると、学校教育でも、生涯教育でも考えさせていただいた。とても努力なさっている結果がここにあらわれてこないということ、とても残念に思っている。

以上である。

ほかにあるか。

たくさんの事業を大変厳しくご評価いただいた。ご苦労さまであった。ありがとう。

ほかにはないか。よろしいか。

お諮りする。

議案第24号、平成23年度小金井市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価については、原案どおり可決することにご異議はないか。

(委員一同異議なしの声)

伊藤委員長        ご異議なしと認める。本案は原案どおり可決することと決定した。  
決定した内容を踏まえ、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定に基づき、報告書を作成し、議会に提出し、

厚生文教委員会に報告するとともに、公表することになるので、事務局におかれては、対応方よろしくお願い申し上げます。

次に、日程第5、議案第25号、小金井市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を議題とする。

提案理由についての説明をお願いします。

向井教育長

提案理由についてご説明する。

市立小中学校における新学習指導要領の完全実施に伴う授業時数等の増加に対し、各学校で実態に応じて工夫した教育課程を編成するため、本案を提出するものである。

細部については担当から説明するので、よろしくご審議の上、ご議決賜るようお願い申し上げます。

豊岡指導室長

私のほうから、詳細についてご説明をさせていただきます。

平成23年度に、小学校の新学習指導要領が完全実施をされた。また、平成24年度には、中学校において新学習指導要領が完全実施される。そこで、各学校で、実態に応じて工夫した教育課程を編成するため、長期休業日の短縮で教育課程が編成できるよう、規則を一部改正するものである。

新学習指導要領では、小学校で週当たり1、2時間程度、中学校では1時間増加をする。授業時数の確保といった対応においては、土曜授業の実施や行事の精選等、各学校、工夫をしてきたところである。しかしながら今回、長期休業の短縮も学校が選択できる、選択して教育課程を編成できるという機会を設けるための措置である。

具体的には、小金井市立学校の管理運営に関する規則の新旧対照表をごらんいただきたい。第3条の2第2項を第3項とし、第1項の次に、次の1項を加えたいと思う。

「2 前項の規定にかかわらず、校長はあらかじめ委員会の承認を受けたときは、休業日を別に定めることができる」。

なお、この規則は平成24年4月1日から施行することとしたいと考えている。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

伊藤委員長

説明が終わったが、ご質問、ご意見はあるか。

向井教育長       この課題は多分、本市だけではなくて全国の課題だと思うが、近隣市でどのような対応をしているか、ご紹介をしていただく。

豊岡指導室長     小金井市が今回このような提案をする。同じように、長期休業中における授業日の短縮、弾力的な運用を実施している市は、26市中、もう既に14市を数えている。八王子市、立川市、青梅市、昭島市、調布市、町田市、東村山市、福生市、東大和市、武蔵村山市、多摩市、羽村市、あきる野市、西東京市、53.8%がもう既に組み組んでおり、小金井同様、来年度以降も新たに導入する市もあるやに聞いている。  
以上である。

伊藤委員長       ありがとう。  
さっきの室長のお言葉の中の休業日というのは、長期休業中に限るわけであるか。

豊岡指導室長     規則的には、先ほど申し上げたように、前項の規定にかかわらず、校長、教育委員会の承認を受けたときの休業日に別に定めるということなので、基本的には長期休業日、それから休業日ということで、話があると、学校から申し上がってきた場合に、教育委員会として考える、検討するという事になっている。  
土曜休業日に関しても、土曜は休業日ということで、これは以前、教育委員会でも報告させていただいたように、小金井市としては、月1回程度の土曜休業については進めていただくということであったので、ここでその部分も整理されるのかなということである。  
であるので、これから改正されて、各学校は当然、長期休業日、もっと具体的に言うと、夏季休業日の休業日をどうするかということの検討をされるのかなと思っている。  
以上である。

伊藤委員長       わかった。それは各学校が行うということか。

豊岡指導室長     そうである。

伊藤委員長

ほかにあるか。よろしいか。

質疑を終了して、お諮りする。

議案第25号、小金井市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決することにご異議はないか。

(委員一同異議なしの声)

伊藤委員長

ご異議なしと認める。本件については原案のとおり可決することと決定する。

次に、日程第6、議案第26号、小金井市社会教育委員の委嘱についてを議題とする。

提案理由につき、ご説明をお願いします。

向井教育長

提案理由についてご説明する。

小金井市社会教育委員が、平成23年9月8日をもって任期満了となるので、新たに委員を委嘱するため、本案を提出するものである。

細部については担当から説明するので、よろしくご審議の上、ご議決賜るようお願い申し上げます。

尾崎生涯  
学習課長

小金井市社会教育委員の委嘱についての細部について、ご説明申し上げます。

別紙の資料をごらんいただきたい。第26期の社会教育委員の候補者名簿である。

委員の選出に当たっては、資料2の小金井市社会教育委員候補者選出要綱の第2条（選任基準）に基づき、候補者を選出した。定数は10名である。任期は平成23年9月9日から平成25年9月8日までである。

まず、第2条第1号の各学校からの推薦者1人以内とあり、小金井市立小中学校校長会からの推薦で、市立緑小学校校長の田尻洋二先生が推薦された。

次に、第2号の各社会教育関係登録団体の代表者5人以内とあり、同要綱の第4条の規定にある、第1号委員の小金井市立小中学校PTA連合会から1人以内とあり、PTA連合会からは松田佳子さん

が推薦された。

第4条第2項の第2号委員の体育協会1人以内とあるが、こちらは佐野郁蔵さんが推薦されている。

第3号委員のその他の社会教育関係登録団体3人以内については、10団体からの推薦があつて、選考会議において、樹一美さん、子育て関係、本川交さん、奉仕団体、本多正子さん、文化連盟の3名の方を候補者として選考した。

次に、第2条第3号の学識経験者1人以内は、東京学芸大学より倉持伸江先生を推薦いただいた。

次に、第4号の市民公募である。5人の方から応募いただき、論文及び面接による選考をさせていただき、伊藤徳興さん、小林智恵子さん、中村彰宏さんの3名の方を候補者として選考した。

候補者の概要である。資料1をごらんいただきたい。

男女の別である。男性が4名で、女性が6名である。平均年齢56.4歳で、最高齢者が71歳の方、最年少者が34歳の方となる。

次に、委員歴であるが、新規の方が1名、2期目の方が4名、3期目の方が5名となる。

以上である。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

伊藤委員長

ありがとう。

ご質問、ご意見はあるか。よろしいか。

お諮りする。

議案第26号、小金井市社会教育委員の委嘱については、原案どおり可決することにご異議はないか。

(委員一同異議なしの声)

伊藤委員長

異議なしと認め、本件については原案のとおり可決することと決定した。

次に、日程第7、議案第27号、小金井市体育指導委員に関する規則の一部を改正する規則を議題とする。

提案理由をお願いする。

向井教育長

提案理由についてご説明する。

スポーツ基本法の公布に伴い、規定の整備を行う必要が生じたた

め、本案を提出するものである。

細部については担当から説明するので、よろしくご審議の上、ご議決賜るようお願い申し上げます。

宮腰スポーツ振興担当課長 小金井市体育指導委員に関する規則の一部を改正する規則について、ご説明する。

先ほど日程第3においてご審議いただいた、小金井市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則と同様、スポーツ振興法が全部改正され、スポーツ基本法が成立したことにより、スポーツ振興法から引用している用語を、スポーツ基本法で新たに規定された用語に改めるというものである。従来スポーツ振興法で規定されていた「体育指導委員」は、スポーツ基本法では「スポーツ推進委員」と名称が改正される。

議案第27号資料をごらんいただきたい。新旧対照表である。

左が改正規則、右が現行規則という形になっている。それぞれ改正部分に下線を引いている。今回の改正は、「体育指導委員」から「スポーツ推進委員」へと用語の整備が中心となっている。

施行期日は、法の施行日と同日としている。

説明は以上である。よろしくご審議の上、ご議決賜るようお願い申し上げます。

伊藤委員長 ありがとう。

ご質問、ご意見はあるか。

何か一段とスポーツ推進が進むような気がする。指導されていたところから、推進委員となると一段とスポーツ振興されるような気がするが。

よろしいか。議案第27号小金井市体育指導委員に関する規則の一部を改正する規則は、原案どおり可決することにご異議はないか。

(委員一同異議なしの声)

伊藤委員長 異議なしと認め、原案のとおり可決することと決定させていただく。

次に、日程第8、議案第28号、小金井市公民館運営審議会委員の委嘱についてを議題とする。

提案理由について、よろしく願います。

向井教育長

提案理由についてご説明する。

小金井市公民館運営審議会委員が、平成23年9月8日をもって任期満了となるので、新たに委員を委嘱するため、本案を提出するものである。

細部については担当から説明するので、よろしくご審議の上、ご議決賜るようお願い申し上げます。

大関公民館長

細部についてご説明する。

社会教育委員同様、第30期公民館運営審議会委員が本年9月8日で任期満了となることに伴い、別紙資料のとおり、第31期の委員10名の選出を行った。

内容については、4月25日に各団体、機関等に推薦依頼をし、5月24日の選考会議において、10名のうち7名の委員を選出している。また、6月1日の市報で、残りの3名の方を市民公募したところ、6名の方から応募いただき、6月30日の一次選考及び7月15日の二次選考会議で選出している。

なお、この10名の委員については、新任者が5名、再任者が5名、男女比は男女50%ずつで、平均年齢は60歳である。

以上、別紙のとおり、この10名の方について、小金井市公民館運営審議会規則及び小金井市公民館運営審議会委員候補者選出要綱に基づき、候補者名簿に登載し、また、選任した上、委嘱したいと考えているので、何とぞ、ご審議の上ご議決賜るよう、よろしく願います。

以上である。

伊藤委員長

ありがとう。

ご質問、ご意見はあるか。よろしいか。

お諮りする。

議案第28号、小金井市公民館運営審議会委員の委嘱について、原案どおり可決することにご異議はないか。

(委員一同異議なしの声)

伊藤委員長 異議なしと認め、本件については原案どおり可決することとする。  
次に、日程第9、報告事項を議題とする。順次担当からご説明いただく。

初めに、報告事項1、不登校児童・生徒の人数調べについてをお願いする。

平田指導主事 不登校児童・生徒の人数について報告させていただく。

報告事項1資料をごらんいただきたい。この不登校児童・生徒の人数のデータは、平成22年度、文部科学省による「学校基本調査統計」に基づいている。

小学校においては、平成21年度から22年度にかけて人数に変化はなかった。中学校においては、平成21年度よりわずかな減少が見られた。小金井市の不登校数は、東京都と比べると小学校で約3分の2、中学校で約3分の1と低く、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー配置の効果が出ていると考えられる。

さらに、不登校児童・生徒数を減らすために、学校ではケース会議や家庭訪問、教育相談所、もくせい教室との連携、定期的な電話連絡など、さまざまな取り組みを行っている。指導室としても、生活指導や特別支援教育の推進により、不登校児童・生徒の学校復帰を支援していきたいと考えている。

報告は以上である。

伊藤委員長 ありがとう。ご努力に感謝する。  
ご意見、ご質問はあるか。

鮎川委員長  
職務代理者 意見というほどでもないのだが、中学校の平成21年度の出現率1.75というのも十分、とても低い数値だと思っていたのだが、平成22年度の1.07%という、ほんとうに低い数値というのには大変驚くとともに、指導室及び関係していらっしゃる各機関の皆様のお力のおかげがきっとあったんだなと思って、ただただ感嘆している。

平田指導主事 大変申しわけない。データの訂正がある。  
今の出現率だが、平成22年度の出現率は1.70である。申しわけなかった。

鮎川委員長  
職務代理者

でも、それでも十分低いと思う。

豊岡指導室長

低い出現率と、各学校のご努力により、小学校、中学校とも人数も減少傾向にはあるが、不登校ゼロということを目指して、今後も取り組んでまいりたいと思っている。

以上である。

伊藤委員長

ありがとう。

少ないと、かえってそのことが目立つというか、学校には重くのしかかるのではないかと思うが、不登校の主な原因というのは把握していらっしゃるのか。

高橋指導主事

調査等の結果から見える部分になるが、やはり本人をめぐる問題、また、家庭の環境、それから、中学生になると進路等の問題、学力に関係してというものが比較的多い。

豊岡指導室長

補足させていただくと、原因が複合しているわけである。一つの原因だということではなかなか、子供の実態、状況ははかり知れないものがあって、だから、多い原因というのは、やはり複合的なさまざまな原因からということになっている。

もちろん、きっかけがどうであったかとか、継続中の中で、何か家庭の状況が変化したりというようなこともあるけれども、いずれにしても、そういった状況の中で、先ほど担当も申し上げたけれども、スクールカウンセラーだとかスクールソーシャルワーカーのかかわり、そして、学校が温かく見守って、声かけをしたり、家庭訪問したりということが功を奏しているのかなと思っている。

以上である。

伊藤委員長

ありがとう。

ゼロが理想であるけれども、学校現場や教育委員会だけの努力では解決しない部分があって、多くの機関と関連していく必要があることも感じさせていただいている。よろしく願います。

よろしいか。

次に、報告事項 2、小学校第 6 学年の林間学校について報告をお願いする。

高橋指導主事

小学校第 6 学年、林間学校について報告する。

今年度の林間学校は、市立小学校第 6 学年児童を対象に、7 月 21 日から 8 月 23 日、本日までの間、各校 3 泊 4 日の日程で実施した。

今年度の林間学校では、各学校で災害発生時の安全対策を考慮し、実踏時における活動場所の安全確認や安全対策について、学校での事前指導や現地での指導に取り組んだ。

実際の林間学校の活動では、小金井市立清里山荘に宿泊し、農業体験や牧場での学習、登山、ハイキングなど、豊かな自然の中でさまざまな体験活動を行った。

今年度は天気に恵まれた学校が多く、充実した活動が実施できた。清里では、朝晩は涼しく過ごせたが、日中は日差しも強く、暑い日が続いた。しかし、先生方の熱中症等への配慮や児童の頑張りにより、充実した体験活動を行うことができた。また、3 泊 4 日の集団行動を通して、集団生活のあり方や規律、マナーの大切さについて学ぶことができた。

なお、各校の実行委員の教員が集まって行う反省会は、これから開催する。その場において、課題を明確にして、さらに充実した林間学校になるように検討してまいる。

報告は以上である。

伊藤委員長

ありがとう。

ご質問はあるか。よろしいか。

次、報告事項 3、中学校部活動全国大会について、お願いする。

神田指導  
室長補佐

中学校部活動全国大会について報告する。

7 月に行われた第 50 回東京都中学校総合体育大会剣道大会兼東京都中学校剣道選手権大会において、小金井第一中学校女子剣道部が優勝した。そこで、本日 8 月 23 日から 25 日まで、兵庫県加古川市の市立総合体育館で行われる平成 23 年度全国中学校体育大会第 41 回全国中学校剣道大会へ出場が決まった。全国大会には 3 年連続の出場ということになる。



日火曜日、午後1時30分から801会議室で開かれる。全委員の出席をお願いします。第12回教育委員会が11月22日火曜日、午後1時30分から801会議室で開かれる。全委員の出席をお願いします。

報告は以上である。

伊藤委員長

ありがとう。

報告事項もすべて終わりによろしいか。

では、終了させていただく。

これから、日程第10から日程第15まで順次議題とするところだが、いずれも人事に関する議案である。委員長は、この6件は小金井市教育委員会会議規則第10条第1項に規定する事件に該当するため、非公開の会議が適当と判断するが、皆さん、ご異議はないか。

(委員一同異議なしの声)

伊藤委員長

では、秘密会を開催したいと思うので、準備のため暫時休憩させていただきます。

傍聴人の方におかれては、申しわけない、席を外していただくことになるので、よろしくお願い申し上げます。

休憩 午後2時15分

再開 午後2時25分

伊藤委員長

それでは再開する。本日の日程はすべて終了した。これをもって、平成23年第9回小金井市教育委員会定例会を終了する。

閉会 午後2時25分